

熊本市ワクチン廃棄防止指針

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたって、予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合、この指針に基づきワクチンの廃棄防止に努める。

接種会場において予期せぬキャンセルが発生した場合は、次の対象者を参考に事前に接種対象者リストを作成して、余剰ワクチンを有効に活用する。

- (1) 接種券が届いている住民
- (2) 医療従事者等
- (3) 接種会場の従事者
- (4) 教職員、保育士、児童育成クラブの指導員等、児童生徒と業務上接触する機会が多い者
- (5) 消防職員など、住民の生命を守る救急搬送業務等に従事する者
- (6) 前各号にかかわらず、追加接種（3回目接種）においては、2回目接種から6か月以上経過した住民
- (7) その他、新型コロナ対策業務に従事する職員等、市長が特に必要と認める者

なお、同リストによる対応の暇がない場合は、前各号に該当しない者であっても、接種会場において接種可能な者に接種する。

※方針策定後も今後の接種状況に応じて、適宜見直しを行う。

制定 令和3年5月19日

改正 令和4年1月13日

熊 本 市